特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
18	予防接種関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大村市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

長崎県大村市長

公表日

令和3年8月2日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 1　番号法別表第一に関する事務 ①A類疾病及びB類疾病に関する予防接種の実施（法第5条） ②臨時の予防接種の実施（法第6条） ③予防接種が原因とされる疾病、傷害又は死亡に関する給付（法第15条） ④予防接種の接種者からの実費の徴収及び免除に関する事務（法第28条） ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務（法附則第7条） ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録し、管理し、及び他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 2　番号法別表第二に関する事務 ①予防接種法による給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務において、当該請求を行う者に係る地方税関係情報及び住民票関係情報を照会する。 ②予防接種法による実費の徴収の決定に関する事務において、当該決定において予防接種を受けた者若しくは当該者の保護者に係る地方交付税関係情報を照会する。 ③予防接種法による実費の徴収の決定に関する事務において、当該決定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報を照会する。
③システムの名称	1　健康管理システム 2　住民基本台帳ネットワークシステム 3　MICJET番号連携サーバ 4　中間サーバ 5　ワクチン接種記録システム（VRS）

2. 特定個人情報ファイル名
予防接種ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　番号法第9条第1項　別表第一の10項 2　番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第10条 3　番号法第19条第5号（委託先への提供） 4　番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会） 番号法第19条第7号　別表第二の16の2，17，18，19項 （新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務について情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。） （情報提供） 番号法第19条第7号　別表第二の16の2，16の3項 （新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務について情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	①こども未来部こども家庭課 ②福祉保健部国保けんこう課新型コロナウイルス感染症対策室（新型コロナウイルスワクチン接種に係る事項のみ）
②所属長の役職名	①こども家庭課長 ②新型コロナウイルス感染症対策室長（新型コロナウイルスワクチン接種に係る事項のみ）

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	①こども未来部　こども家庭課　〒856-0032　長崎県大村市本町413番地2　電話番号0957-54-9100 ②福祉保健部　国保けんこう課新型コロナウイルス感染症対策室 〒856-8686　長崎県大村市玖島1丁目25番地　電話番号0957-53-4111 （新型コロナウイルスワクチン接種に係る事項のみ）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	①こども未来部　こども家庭課　〒856-0032　長崎県大村市本町413番地2　電話番号0957-54-9100 ②福祉保健部　国保けんこう課新型コロナウイルス感染症対策室 〒856-8686　長崎県大村市玖島1丁目25番地　電話番号0957-53-4111 （新型コロナウイルスワクチン接種に係る事項のみ）

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和3年6月30日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和3年6月30日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[　]接続しない（入手）　[　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[○] 内部監査　[　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	平成27年1月31日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	平成27年1月31日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	Ⅰ関連情報　5．評価実施期間における担当部署②所属長	こども家庭課長　山下　浩典	こども家庭課長	事後	
令和3年7月1日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	1　番号法別表第一に関する事務 ①～④略	1　番号法別表第一に関する事務 ①～④略 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務（法附則第7条） ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録し、管理し、及び他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年7月1日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1～4　略	1～4　略 5　ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	
令和3年7月1日	Ⅰ関連情報　3．個人番号の利用	1・2　略	1・2　略 3　番号法第19条第5号（委託先への提供） 4　番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）	事後	
令和3年7月1日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	（情報照会） 番号法第19条第7項　別表第二の17，18，19項 （情報提供） なし（予防接種に関する事務について情報ネットワークシステムによる情報提供は行わない。）	（情報照会） 番号法第19条第7号　別表第二の16の2，17，18，19項 （新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務について情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。） （情報提供） 番号法第19条第7号　別表第二の16の2，16の3項 （新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務について情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。）	事後	
令和3年7月1日	Ⅰ関連情報　5．評価実施期間における担当部署①部署	こども未来部こども家庭課	①こども未来部こども家庭課 ②福祉保健部国保けんこう課新型コロナウイルス感染症対策室（新型コロナウイルスワクチン接種に係る事項のみ）	事後	
令和3年7月1日	Ⅰ関連情報　5．評価実施期間における担当部署②所属長の役職名	こども家庭課長	①こども家庭課長 ②新型コロナウイルス感染症対策室長（新型コロナウイルスワクチン接種に係る事項のみ）	事後	
令和3年7月1日	Ⅰ関連情報　7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	こども未来部　こども家庭課　〒856-0032　長崎県大村市本町413番地2　電話番号0957-54-9100	①こども未来部　こども家庭課　〒856-0032　長崎県大村市本町413番地2　電話番号0957-54-9100 ②福祉保健部　国保けんこう課新型コロナウイルス感染症対策室 　〒856-8686　長崎県大村市玖島1丁目25番地 電話番号0957-53-4111 （新型コロナウイルスワクチン接種に係る事項のみ）	事後	
令和3年7月1日	Ⅰ関連情報　8．特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	こども未来部　こども家庭課　〒856-0032　長崎県大村市本町413番地2　電話番号0957-54-9100	①こども未来部　こども家庭課　〒856-0032　長崎県大村市本町413番地2　電話番号0957-54-9100 ②福祉保健部　国保けんこう課新型コロナウイルス感染症対策室 　〒856-8686　長崎県大村市玖島1丁目25番地 電話番号0957-53-4111 （新型コロナウイルスワクチン接種に係る事項のみ）	事後	
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和3年6月30日時点	事後	
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和3年6月30日時点	事後	